

幼児教育の無償化について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月10日に成立し、今年10月1日から実施されることになり、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの保育料が無償化され、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

1. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

※ 給食費（主食費・副食費）、行事費などは、無償化の対象外となります。
ただし、年収360万円未満相当世帯などの子どもについては、副食費の免除が予定されています。

(2) 幼稚園の預かり保育

- ・保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園保育料に加え月額11,300円までの範囲で無償化

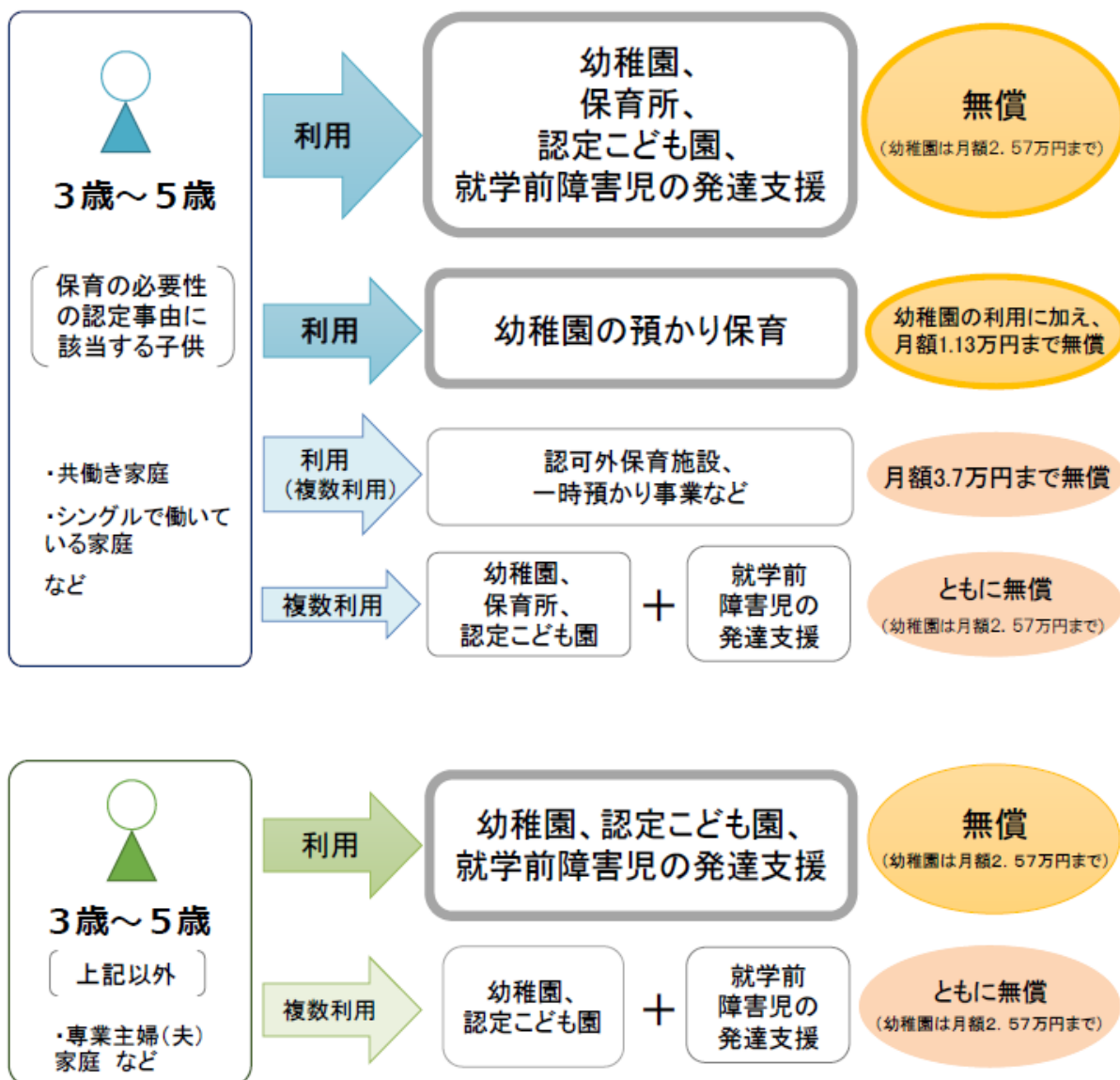
(3) 認可外保育施設等

- ・3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、月額37,000円までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児・病後児保育事業及びファミリーサポートセンター事業が対象となります。
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービスの利用も可能です。
- ・0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもを対象として、月額42,000円までの利用料を無償化

2. 今後の予定

令和元年	6月	6月議会へ保育料条例を提案
	7月～	施設・事業者への説明と対象施設からの確認申請 住民・利用者への周知
	8月～	利用者からの施設等利用給付認定の申請
	9月	9月議会へ予算などの関係議案の提出 対象施設の公示 副食費の免除対象者の決定・通知等 9月分保育料切替処理と通知
	10月	幼児教育の無償化開始

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。